

改正業務報酬基準

説明会 開催

開催日時・会場・定員

回	開催日（2019年）	時間	会場	定員
①	3月1日（金）	15:00 ～ 17:00	京都府建築士事務所協会 会議室	30
②	3月7日（木）	13:30 ～ 15:30	市民交流プラザふくちやま	48
③	3月12日（火）	15:00 ～ 17:00	京都府建築士事務所協会 会議室	30
④	3月18日（月）	17:00 ～ 19:00	京都建設会館別館 4階北会議室	40
⑤		19:00 ～ 21:00		40

申込先 ①・②・③ 京都府建築士事務所協会 FAX : 075-222-1700

④・⑤ 京都府建築士会 FAX : 075-255-6077

建築士事務所の開設者がその業務に関して
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年
告示第98号
版

参加費
無料！

DVD講習

CPD
認定
プログラム

開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

主催：公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人京都府建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会
一般社団法人京都府建築士事務所協会

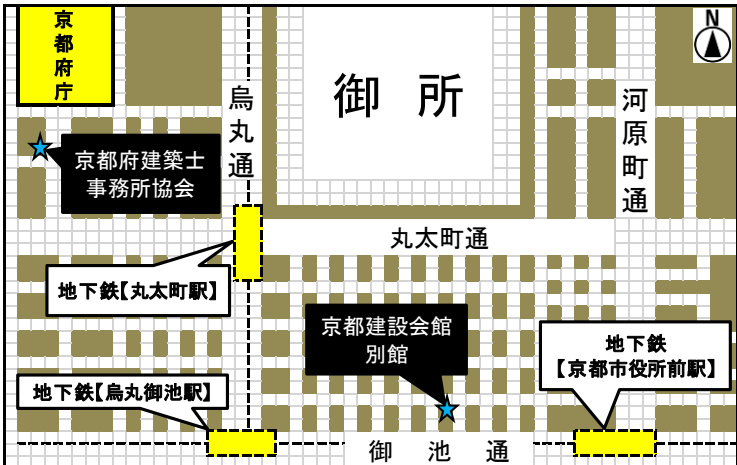
協力：国土交通省

講義科目

- ① 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ② 改正建築士法の概要（情報提供） ●当日、テキストを無料で配布いたします。

会場・申込等

【会場】

京都府建築士事務所協会 会議室 京都市上京区釜座通榎木町上る東裏辻417大和ビル内	京都建設会館別館 4階北会議室 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	市民交流プラザふくちやま 京都府福知山市駅前町400
		

【申込】 京都府建築士事務所協会：FAX 075-222-1700 京都府建築士会：FAX 075-255-6077

フリガナ 氏 名	所属団体（所属している団体に○，その他は記入してください） 建築士会 建築士事務所協会 その他（ ）
参加する回 ① ・ ② ・ ③ ・ ④ ・ ⑤ （ご希望の回に○を付けてください）	連絡先 C P D 番号

【お問い合わせ】京都府建築士事務所協会：TEL 075-222-1717 京都府建築士会：TEL 075-211-2857

公益社団法人日本建築士会連合会・一般社団法人京都府建築士会